

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	(GS091279031)	仕様書番号
最適化演算共通サービス設計 (令和5年度)		HS-X192818
防衛大臣承認	年月日	
作成	令和5年10月20日	
変更	年月日	
作成部隊等名	補給統制本部	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は陸上自衛隊において使用する、最適化演算共通サービス設計（以下，“この設計”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2、JIS X 0001からJIS X 0032及び“陸自クローズ系クラウド要件定義書（以下，“要件定義書”という。）”による。

#### 1.2.1

### 陸自クローズ系クラウド

陸自クローズ系クラウド基盤及びこれを利用する個別サービス、最適化演算共通サービス、最適化演算個別サービスなどを含めたクラウドシステムをいう。

#### 1.2.2

### 陸自クローズ系クラウド基盤

共通サービス、個別サービス及び管理サービスを提供する基盤をいう。

#### 1.2.3

### 共通サービス

陸自クローズ系クラウド基盤の利用者が各部隊等間で、情報・認識の共有を図り、任務遂行及び業務実施に当たり、共通的に使用する機能群をいう。

#### 1.2.4

### 個別サービス

陸自クローズ系クラウド基盤上に構築し、利用者が共通の端末を用いて使用し、それぞれの目的を達成するためのサービスをいう。

#### 1.2.5

### 管理サービス

陸自クローズ系クラウド基盤のシステム管理者が仮想化基盤上で動作するリソースなどの設定、サービスの管理、監視及び継続利用を可能にするサービスをいう。

#### 1.2.6

### 最適化演算共通サービス

最適化演算個別サービスの運用管理、開発支援、学習、推論などに必要となるリソース提供など、共通的に利用可能なサービスをいう。

#### 1.2.7

## **最適化演算個別サービス**

陸自クローズ系クラウドシステム上の各個別サービスが保有するデータを最適化演算の技術による学習及び推論を行い、利用者などに対し有益な情報を提供するためのサービスをいい、表1に示すサービスをいう。

1. 2. 8

## **システム運用等経費**

情報システムの運用、保守などに要するシステム運用経費、業務運用支援経費、操作研修など経費、ヘルプデスク経費、コールセンター経費、アプリケーション保守経費、ハードウェア保守経費、ソフトウェア保守経費、監査経費、情報セキュリティ検査経費、ハードウェア借料、ソフトウェア借料、サービス利用料、通信回線料、施設利用等経費などの経常的な経費をいう。

1. 2. 9

## **収容対象システム**

陸自クローズ系クラウド基盤に整理・統合するシステムなどをいう。

1. 2. 10

## **COTS**

Commercial off-The-Shelfの略語で、民生品（商用製品又は市販品）をいう。

1. 2. 11

## **GOTS**

Government off-The-Shelfの略語で、COTSでは満たされない官側ニーズに対応して官側の出資によって開発を行い、官側内部での流通を指した専用品をいう。

1. 2. 12

## **機器賃貸借及び保守事業者**

最適化演算共通サービスの機器賃貸借及び保守を実施する事業者をいう。

1. 2. 13

## **維持支援事業者**

陸自クローズ系クラウド基盤及び最適化演算共通サービスと最適化演算個別サービスの運用環境を維持するために、陸自クローズ系クラウド基盤の障害対応や形態管理、サーバ管理及びユーザサポートに加え、最適化演算共通サービス及び最適化演算機材などを定的に監視し障害を切り分け、官側及び各事業者への協力を実施する事業者をいう。

1. 2. 14

## **最適化演算共通サービス技術支援事業者**

最適化演算共通サービスで扱うデータ、サービスに対して効率的かつ効果的に機能発揮が可能となるよう官側及び維持支援事業者などへの協力及び情報提供を行うとともに官側と十分協議のうえ、サービスの見直し及び改修、リソースの配分計画、配当などの高度な操作、最適化演算個別サービスの収容、最適化演算共通サービス、最適化演算機材などの増設に係る技術的な支援を実施する事業者をいう。

1. 2. 15

## **中央クラウド**

中央クラウドは、令和6年度から統合幕僚監部が整備するクラウド型の情報基盤をいう。

1. 2. 16

## **システムインテグレーション事業者**

陸自クローズ系クラウド基盤及び最適化演算共通サービスの機器賃貸借及び保守事業、維持支援事業、技術支援事業、アプリケーション改修・データ移行事業などの事業者間調整並びに収容対象システムから陸自クローズ系クラウド基盤へのデータ受入など支援を実施する事業者をいう。

1. 2. 17

#### 陸自クローズ系クラウド基盤設計事業者

陸自クローズ系クラウド基盤のシステム構成、移行、テスト、運用、保守などに関する設計、中央クラウドや最適化演算共通サービスなどとの連携を考慮した陸自クローズ系クラウド基盤の設計を実施する事業者をいう。

1. 2. 18

#### アプリケーション設計及び開発事業者

GOTSの設計、開発及びテストを実施する事業者をいう。

1. 2. 19

#### アプリケーション改修事業者

陸自クローズ系クラウド基盤の収容対象システム側及び最適化演算個別サービスのアプリケーション改修を実施する事業者をいう。

1. 2. 20

#### 目標年間稼働率

明示した利用条件の下で、システムが要求されたサービスを提供可能な割合をいい、その稼働時間の中で、サービス中断が発生した時間により求めた稼働率をいう。

1. 2. 21

#### 陸自SNMS

システム・ネットワークマネジメントシステム（System Network Management System）の略語であり、陸自クローズ系クラウド基盤と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム、ネットワークの監視、制御、認証などの各種機能をもち、一元的に管理するシステムをいう。

1. 2. 22

#### 明示した利用条件

運用スケジュールや、目標復旧水準により定義された業務が稼働している条件をいう。

### 1. 3 引用文書等

#### 1. 3. 1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合、この仕様書の規定が優先する。

##### a) 規格

J I S - X - 0 0 0 1 ~ 0 0 3 2 情報処理用語

##### b) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - G C - Z 0 0 0 0 0 9 陸上自衛隊 I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応  
共通仕様書

H S - X 1 9 2 7 7 9 陸自クローズ系クラウド基盤の設計（その2）

H S - X 1 9 2 7 8 0 最適化演算共通サービス設計

J S O - 1 7 - 6 0 2 3 防衛情報通信基盤（D I I）の設計（平成29年度）（全体

詳細設計等)

J S O - 1 9 - 6 0 0 1

防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（0 1  
換装）

J S O - 1 9 - 6 0 0 2

防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（0 1  
換装）（その1）

c) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）  
[防装庁（事）第3号（31. 1. 9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための細部事項について（通知） [装ブ武第188号（31. 1. 9）]

d) その他

陸自クローズ系クラウド要件定義書

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔デジタル社会推進会議幹事会決定2023年（令和5年）3月31日最終改定〕

国家防衛戦略について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定）

防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議決定・閣議決定）

1.3.2 関連文書

a) 仕様書

G S - C 9 0 5 5 3 4

駐屯地等情報基盤装置（）

G S - C 9 0 5 8 4 2

陸自電算機防護システム借上

G S - C 9 0 6 1 9 6

陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上

G S - C 9 0 6 2 6 9

陸自業務用電算機ネットワーク基盤借上（その2）

H S - X 1 9 2 6 4 0

陸自クローズ系クラウド基盤の設計

H S - X 1 9 2 7 9 6

陸自クローズ系クラウド基盤に係る共通・管理サービス設計

（令和5年度国債分）

H S - X 5 0 7 9 8 9

陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務

J S O - 1 7 - 6 0 0 7

音声通信網の再構築に係る調査

J S O - 1 7 - 6 0 5 0

中央システムの換装（その1）

J S O - 1 8 - 6 0 2 8

市ヶ谷地区構内通信網機器（市ヶ谷LAN）の借上（30延長）

J S O - 1 8 - 6 0 3 3

中央システムの換装（その2）

J S O - 1 9 - 6 0 1 5

市ヶ谷地区構内通信網機器（市ヶ谷LAN）の借上（クローズ系）（0 1換装）

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年 法律第100号）

秘密保全に関する訓令〔防衛省訓令第36号（19. 4. 27）〕

陸上自衛隊通信実施業務規則〔陸上自衛隊達第96-13号（41. 7. 5）〕（注意）

防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第160号（19. 9. 20））

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19. 9. 20）〕

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第

9249号) 別冊(平成19年9月20日)

陸上自衛隊の情報保証に関する達[陸上自衛隊達第61-8号(19.12.17)]

陸上自衛隊文書管理規則[陸上自衛隊達第32-19号(23.4.1)]

情報システムにおけるサプライチェーン・リスクへの対応指針について(通知)[防経シ第10308号(27.7.6)]

### c) その他

クラウド基盤基準書(中央クラウド用)

クラウド基盤基準書(省クラウド用)

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和3年度版)(令和3年7月7日  
サイバーセキュリティ戦略本部)

## 1.4 附属書

附属書A 設計調整会議

## 2 事業計画

最適化演算共通サービスに係るスケジュールは、図1による。

## 3 調達案件の概要

### 3.1 背景

防衛省・自衛隊では、平成26年9月以降、統幕において将来の統合C4構想について検討するための統合C4先進(最適)戦力化検討PJを発足し、シームレスな情報共有・指揮統制、実効性のあるサイバー攻撃など対処及びシステム関連経費の低減への取り組みを推進してきた。また、他省庁、民間企業、米軍なども積極的に採用しているクラウド技術について指揮通信システムなどにおいても活用が始まった。防衛省・自衛隊が目指すクラウドでは省クラウド(仮称)への統合可能な情報システムを統合し、じ後、省クラウドへ段階的に統合する。中央指揮システム(CCS)及びDII(クローズ系・オープン系)の換装時期と整合を図り、更なる統合に向けて取り組んでいる。また、令和4年12月16日に“国家防衛戦略について”及び“防衛力整備計画について”が国家安全保障会議及び閣議決定によって意志決定され、“国家防衛戦略”及び“防衛力整備計画”が定められたため、これらに従いより効率的かつ効果的な情報システムの整備に取り組んでいる。

### 3.2 経緯

従来、陸上自衛隊では、固有のサーバ毎に情報を管理しているため利用可能な情報源が限定的であるとともに、情報の検索・抽出機能の整備が十分ではない。また、重複する敵情報の同一化機能及び敵撃破情報の評価・判定を自動で実施する機能の更なる整備が必要であるとともに、これらの機能を活用する為のサーバの処理速度などのシステム資源に制限があり、有効な情報の活用には制約がある。これらを踏まえ、平成28年7月以降、クローズ系システムの整理統合支援役務(調査研究)を開始し、平成31年度(令和元年度)末から陸自クローズ系クラウドシステムを運用開始し、クローズ系クラウドシステムの整理統合を開始したところである。また、陸自クローズ系クラウド基盤に集約する情報をより高速かつ効率的に演算し分析するためのサービスの増強が求められている。

### 3.3 目的及び期待する効果

陸自クローズ系クラウドでは、クラウド技術を活用することで平素から継続的に収集した大量の情報を蓄積のうえ、複数の迅速な自動処理を実行可能とし、大量の情報から必要な情報のシームレスな検索・抽出を可能とすることで、敵情報の整合及び評価・判定に係る自動処理が可能なサービス提供

を目指す。また、 “国家防衛戦略” 及び “防衛力整備計画” に基づき平素からあらゆる領域の情報を収集・処理するとともに、共通認識図などを共有し、部隊運用、火力発揮などに係る指揮統制を実現することで、領域横断的な戦い方に寄与するとともに、サイバー領域における能力の向上、情報収集・分析など機能の強化、持続性・強靭性を備えた最適化演算共通サービスを整備し、運用・目的に特化した最適化演算個別サービスを効率的かつ柔軟に収容可能とともに、陸上自衛隊の持続的かつ機動的な活動を実現することを目指す。

### 3.4 最適化演算共通サービスの概要

最適化演算共通サービスの概要は、次による。

- a) **整備概要** 最適化演算共通サービスは、更なる情報の効率的な活用のため、最適化演算個別サービスの運用管理、開発支援、学習、推論などに必要となるリソース提供など、共通的に利用可能なサービスを整備する。  
整備範囲は、図2とし、表1の記載を基準として段階的に最適化演算個別サービスを収容する。
- b) **この調達案件の概要** この調達は、最適化演算共通サービスのシステム設計、サービス設計、継続性に関する設計、テストに関する設計、教育に関する設計、運用に関する設計及び保守に関する設計を行う。

## 4 一般的な要求事項

一般的な要求事項は、次による。

- a) H S - X 1 9 2 7 7 9 に基づき構築する陸自クローズ系クラウド基盤で動作するデータ資産を利用可能とする。
- b) J S O - 1 7 - 6 0 2 3 によって、J S O - 1 9 - 6 0 0 1 及び J S O - 1 9 - 6 0 0 2 で構成された防衛情報通信基盤（クローズ系）に加入が可能とし、陸自クローズ系クラウド基盤と相互通信が可能である設計を行う。  
なお、相互通信は、単一点で接続することを基準とする。
- c) 契約の相手方は、 “デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（以下、 “標準ガイドライン” という。）” を参考に、最適化演算共通サービスの設計に係る実施計画を作成し、“最適化演算共通サービス設計（令和5年度）実施計画書” へ取りまとめる。
- d) この設計は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）” 及び “情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）” に基づき、この設計のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- e) I T 利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 9 の 2. 2 による。
- f) 契約の相手方は、標準ガイドラインの “別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出などに関する作業内容” （以下、 “別紙3” という。）の次に掲げる事項について記載した情報資産管理標準シートなどを提出しなければならない。
  - 1) **契約金額内訳** 契約の相手方は、別紙3の1項に従い、標準ガイドライン別紙2 “情報システムの経費区分” に基づいて区分などした契約金額を記載したエクセル電子データを契約締結後、速やかに作成し提出しなければならない。
  - 2) **情報資産管理標準シート** 契約の相手方は、別紙3の2項に従い、情報資産管理標準シートを

作成し提出しなければならない。情報資産管理標準シートの様式は、官側の指示に従わなければならない。

- 3) **その他** 契約の相手方は、別紙3の3項7), 3項8) 及び3項12) に従って作成した情報を各工程の実施要領などで定める時期までに提出しなければならない。情報の様式は、官側の指示に従わなければならない。

なお、成果物の納入に際し、官側から別途様式が提示された場合は、その指示に従わなければならない。

g) **契約の相手方に求める能力など**

- 1) **実績及び経験** 実績及び契約は、次による。

1. 1) 契約の相手方は、全国の複数拠点で構成された稼働実績のあるプライベートクラウドシステムの設計実績又は同等の経験をもつ。
1. 2) 契約の相手方は、プライベートクラウドシステムの構築支援実績があり、構築支援事例を5例以上もつ。

2) **この設計のプロジェクトマネージャに対する要求**

1. 1) 政府機関における情報システムのマネジメント支援実績をもつ。
1. 2) 政府機関におけるセキュリティ関連施策に関する実績をもつ。
1. 3) この設計を遅滞なく円滑に遂行するため、次に示すいずれかの資格又は同等の資格をもつ。
  1. 3. 1) プロジェクトマネージメントプロフェッショナル (PMP) [PMI認定]
  1. 3. 2) プロジェクトマネージャ (PM) [経済産業省認定]

3) **この設計の担当者に対する能力**

- 1) ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、セキュリティなどの最新及び将来動向並びに製品化動向に関する知識をもつ。
- 2) 電子メール、PKI、Web技術、仮想化技術、コンテナ技術並びにテレビ会議などネットワーク上のアプリケーションなどの最新及び将来動向に関する知識をもつ。

4) **この設計のプロジェクトマネージャ又は担当者に対する資格**

この設計を遂行するため、次に示す資格又は相当する資格を有する。

- 1) ネットワークスペシャリスト (NW) [経済産業省認定]
- 2) データベーススペシャリスト (DB) [経済産業省認定]
- 3) 情報処理安全確保支援士 (SC) [経済産業省認定] (旧: 情報セキュリティスペシャリスト試験 (SC)) [経済産業省認定]

- h) g) に示す能力などを満たしていることを官側が確認するため、判断可能な資料を作成のうえ、紙媒体（様式任意）にて官側に提出する。
- i) 標準ガイドラインに基づき、システムの調達の公平性を確保するため、この設計を応札するものは、この設計の調達仕様書の作成支援やプロジェクト管理支援を実施する技術支援（情報システム工程管理支援役務（その4））の契約の相手方ではない。

## 5 設計方針

設計方針は、次による。

- a) この設計は、要件定義書に示す最適化演算共通サービスに官側が求める要件を満たす設計を実施する。

- b) この設計に当たっては、最適化演算共通サービスは、公平性及び競争性の高い調達を実現するため、陸自クローズ系クラウド基盤を構成する機器との密結合を排除した整備を行うとともに、陸自クローズ系クラウド基盤の管理サービスを可能な限り活用し、効率的な整備を行う。

## 6 設計に関する要求

設計として、次の設計を行うほか、細部は、設計調整会議にて官側との調整による。

### 6.1 設計

#### 6.1.1 システム設計

システム設計は、次による。

HS-X192780で明らかになった最適化演算共通サービスの要件を踏まえ、令和7年度導入機材に関する次の事項について設計を行い、その結果を“最適化演算共通サービス システム設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

なお、令和7年度の借上事業に資するシステム構成情報については“最適化演算共通サービス（令和5年度）システム構成情報”として附属書Aの設計調整会議で提示及び承認を受け、官側が示す提出期限までに提出しなければならない。

- a) ハードウェア構成 最適化演算共通サービスについて、ハードウェア構成に関する設計を行う。
- b) ソフトウェア構成 最適化演算共通サービスについて、ソフトウェア構成に関する設計を行う。
- c) ネットワーク構成 HS-X192779の事業者と連携し、最適化演算共通サービスを構成する機器、接続される機器のネットワーク構成やIPアドレス体系などの設計を行う。

#### 6.1.2 全般設計

HS-X192780で実施した結果に対し、この設計にて明らかになった事項や変化などについて、“最適化演算共通サービス 全体設計書（令和6年度版）”に取りまとめた上で提出しなければならない。

#### 6.1.3 サービス設計

HS-X192780の設計結果を踏まえ、最適化演算共通サービスに関する追加設計などを行い、その結果について“最適化演算共通サービス サービス設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

#### 6.1.4 繼続性に関する設計

令和7年度末から令和8年度末にかけて実施する大規模障害発生時の対策に係る方式及びフローについて設計し、その結果を“最適化演算共通サービス サービス設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

#### 6.1.5 テストに関する設計

令和7年度に必要となるテストの目的、内容及び環境並びにテストデータなどに関して設計を行い、その結果について“最適化演算共通サービス テスト設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

#### 6.1.6 教育に関する設計

令和7年度に必要となる最適化演算共通サービスの教育に関する設計を行い、その結果について“最適化演算共通サービス 運用・保守設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

#### 6.1.7 運用に関する設計

令和7年度から必要となる最適化演算共通サービスのシステムの安定的な運用維持と継続的な改善のために必要となる運用について設計し、その結果について“最適化演算共通サービス 運用・保守設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

#### 6.1.8 保守に関する設計

令和7年度から必要となる最適化演算共通サービスのシステムの安定的な運用維持と継続的な改善

のために必要となる保守について設計し、その結果について“最適化演算共通サービス 運用・保守設計書（令和6年度版）”に取りまとめる。

## 6.2 進捗報告

契約の相手方は、官側に対して設計に関する進捗報告を行う。進捗報告は、隔週を基準とし、報告頻度及び細部は、官側との調整による。

## 6.3 製品の表示

製品の表示は、GLT-CG-Z000001の2.3による。

## 6.4 設計調整会議

契約の相手方は、設計に関する連絡調整のため、陸上自衛隊陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課が主催する設計調整会議に参加する。

なお、設計調整会議の細部については、**附属書A**による。

## 6.5 納入品の構成

納入品の構成は、**表2**による。

なお、納入品は電子記憶媒体とし、当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該記憶媒体は、納入前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、ウイルスの混入がないようにしなければならない。

表2-納入品の構成

番号	品名	数量	納入場所
1	最適化演算共通サービス設計（令和5年度）	一	
1.1	最適化演算共通サービス 全体設計書（令和6年度版）	各1	陸上自衛隊陸上幕 僚監部指揮通信シ ステム・情報部指 揮通信システム 課、陸上自衛隊陸 上総隊システム通 信団システム開発 隊
1.2	最適化演算共通サービス システム設計書（令和6年度版）	各1	
1.3	最適化演算共通サービス サービス設計書（令和6年度版）	各1	
1.4	最適化演算共通サービス テスト設計書（令和6年度版）	各1	
1.5	最適化演算共通サービス 運用・保守設計書（令和6年度版）	各1	
1.6	最適化演算共通サービス 収容対象システムヒアリング票（令和6年度分）	各1	
1.7	最適化演算共通サービス 収容対象システムヒアリング票（令和7年度分）	各1	
1.8	最適化演算共通サービス 収容対象システムヒアリング結果（令和6年度分）	各1	

## 7 設計にあたっての考慮事項

設計に当たっての考慮事項は、次による。

- 最適化演算共通サービスは、陸自クローズ系クラウド基盤と連携し、整合性を十分に考慮して設計を行う。

- b) 官側の具体的な要件を設計に反映するために、最適化演算個別サービスの担当所掌へのヒアリングの実施及び調整を行う。
- c) システム又は装置などの換装や段階的な整備に伴う機器賃貸借、保守事業者の交代及び維持支援事業者の交代に対応可能を考慮して設計を行う。
- d) 努めて標準ガイドラインを適用するよう考慮して設計を行う。

## 8 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 9 その他の指示

### 9.1 官給品

官給品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるほか、官側が必要と認めたものについて受け取ることが可能である。

なお、官給品の申請は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行い、官給品の時期及び場所は、官側の指示による。

### 9.2 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5とし、表3に示すほか、官側が必要と認めたものについて無償貸付を受けることが可能である。

なお、無償貸付の申請は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行い、無償貸付の時期及び場所は、官側の指示による。

表3-無償貸付品

番号	名称	数量	貸付時期	貸付場所
1	陸自クローズ系クラウド要件定義書	1	官側との調整による。	陸上幕僚監部
2	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務（令和3年度国債分）	一		指揮通信システム・情報部
2.1	陸自クローズ系クラウド基盤 全体設計書（令和4年度版）	1		指揮通信システム課
2.2	陸自クローズ系クラウド基盤 システム設計書（令和4年度版）	1		
2.3	陸自クローズ系クラウド基盤 サービス設計書（令和4年度版）	1		
2.4	陸自クローズ系クラウド基盤 移行・テスト設計書（令和4年度版）	1		
2.5	陸自クローズ系クラウド基盤 運用・保守設計書（令和4年度版）	1		

表3-無償貸付品（続き）

番号	名称	数量	貸付 時期	貸付 場所
4	陸自クローズ系クラウド基盤に係るシステムインテグレーション役務（令和4年度国債分）	一	官側との調整による。	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課
4.1	NW構成図	1		
4.2	陸自クローズ系クラウド基盤 収容計画書（令和5年度分）	1		
4.3	陸自クローズ系クラウド基盤 収容計画書（令和6年度分）	1		
4.4	陸自クローズ系クラウド基盤収容対象システムヒアリング票（令和5年度分）	1		
4.5	陸自クローズ系クラウド基盤収容対象システムヒアリング票（令和6年度分）	1		
4.6	陸自クローズ系クラウド基盤収容対象システムヒアリング結果（令和5年度分）	1		
4.7	陸自クローズ系クラウド基盤収容対象システムヒアリング結果（令和6年度分）	1		
5	最適化演算共通サービス設計	一		
5.1	最適化演算共通サービス設計 全体設計書	1		
5.2	最適化演算共通サービス設計 システム設計書	1		
5.3	最適化演算共通サービス設計 サービス設計書	1		
5.4	最適化演算共通サービス設計 テスト設計書	1		
5.5	最適化演算共通サービス設計 運用・保守設計書	1		

### 9.3 提出書類

提出書類及び時期は、表4による。各提出書類は、電子記憶媒体とし、附属書Aの設計調整会議における調整事項、指摘事項などを反映したものについて官側の確認を受けた後、速やかに提出する。

なお、当該電子媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整による。また、当該記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

表4-提出書類

番号	品名	数量	提出時期	提出先
1	最適化演算共通サービス設計（令和5年度）実施計画書	各1	第1回設計調整会議後、速やかに。	陸上自衛隊陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課、陸上自衛隊陸上
2	最適化演算共通サービス（令和5年度）システム構成情報	各1	第2回設計調整会議後、速やかに。	総隊システム通信団システム開発隊
3	情報資産管理標準シート（契約金額内訳）	1	契約後、速やかに。	陸上自衛隊陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課
4	情報資産管理標準シート	1	官側との調整による。	陸上自衛隊陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課
5	情報資産管理標準シート（その他）	1		

#### 9.4 保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

#### 9.5 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において第三者がもつ知的財産権を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約の相手方が、a) の必要な措置を講じなかったことによって第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約の履行において著作権が発生する場合、その権利は、次による。  
ただし、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与することが可能である。
  - 1) 提出書類に関する著作権は、官側に帰属する。また、契約の相手方は、提出書類に関する著作人格権を行使してはならない。
  - 2) 1)にかかわらず、提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。
  - 3) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。
- d) 契約の相手方は、著作権の帰属等に関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けなければならない。

#### 9.6 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託

先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、“再委託先名等”といふ。）について記載した文書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情によって再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにしたうえで、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- d) b) 又はc) によって再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行い、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- e) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続を実施する。

#### 9.7 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることが可能である。この場合は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として契約担当官等に申請する。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことが不可能であり、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

#### 9.8 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

#### 9.9 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1-収容対象の最適化演算個別サービスの概要

番号	サービス名	サービス概要	利用する個別サービス	所掌部	収容時期(基準)
1	自然言語処理	テキストから固有表現抽出などを行う。	指揮統制サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和6年度
2	指揮統制画像類識別	動画像から目標の検出・類別を行い、シンボル化を行う。	指揮統制サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和6年度
3	最適配置計画	全般作戦計画を入力とし、地形などを考慮した最適な部隊配置を自動的に導出する。	指揮統制サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和7年度
4	地域見積支援	地形情報などから緊要地形、接近経路を自動的に作成する。	指揮統制サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和7年度
5	情報融合	大量の情報資料に対し、格付けや誤情報削除、同一化を自動的に行う。	指揮統制サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和7年度
6	OSINT情報分析	公開情報の収集及び蓄積、収集蓄積したデータ種別毎（テキスト・画像・動画・音声など）において、高度な分析を行う。	情報支援サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和6年度
7	動態分析	過去取得した動態情報の傾向を高度な分析を行うことによって、陸自クローズ系クラウドで集約した動態情報に對してリアルタイムに行動予測を行う。	情報支援サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和7年度
8	最適周波数配当	電波使用機材の諸元や使用地域から最適な周波数配当表を自動的に算出する。	電磁波管理サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和10年度

表1-収容対象の最適化演算個別サービスの概要（続き）

番号	サービス名	サービス概要	利用する個別サービス	所掌部	収容時期(基準)
9	指揮所訓練統裁支援サービス(AAR分析支援)	訓練結果からAAR (After Action Review: 事後検討会)に必要な評価資料を自動的に作成する。	指揮所訓練統裁支援サービス	陸上幕僚監部運用支援・訓練部	令和7年度
10	指揮所訓練統裁支援サービス(命令入力省人化)	指揮所訓練において、作戦計画を元に、シミュレータへの自動命令入力を実現する。	指揮所訓練統裁支援サービス	陸上幕僚監部運用支援・訓練部	令和7年度
11	補給管理(輸送AI)	輸送計画の自動化を行う。	陸自業務システム(補給管理サービス)	陸上幕僚監部装備計画部	令和8年度
12	UAV中域用・狭域用画像類識別	UAV中域用・狭域用で撮影した映像から目標の検出・類別を行う。	UAV中域用・狭域用	陸上幕僚監部防衛部	令和7年度
13	動的目標同一化	目標情報の同一化を行う。	火力戦闘指揮統制システム(FCCS)	陸上幕僚監部防衛部	令和7年度
14	最適火力選定	最適の火力選定を自動的に行う。	火力戦闘指揮統制システム(FCCS)	陸上幕僚監部防衛部	令和7年度
15	意思決定迅速化	指揮官の意思決定を迅速にすべく将来戦況予測を行う。	-	防衛装備庁次世代装備研究所	令和8年度
16	地図作成支援	地図作成を自動的に行う。	地理情報サービス	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部	令和8年度

項目		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
要件定義	設計・構築に係る技術支援役務	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
設計	最適化演算共通サービス設計			サービス設計						
	最適化演算共通サービス設計（その2）				サービス設計					
	最適化演算共通サービス設計（その3）				サービス設計					
	最適化演算共通サービス設計（その4）					サービス設計				
	最適化演算共通サービス設計（その5）						サービス設計			
	最適化演算共通サービス設計（その6）							サービス設計		
SI	システムインテグレーション役務（その7）				システムインテグレーション					
	システムインテグレーション役務（その8）					システムインテグレーション				
	システムインテグレーション役務（その9）						システムインテグレーション			
	システムインテグレーション役務（その10）							システムインテグレーション		
	システムインテグレーション役務（その11）								システムインテグレーション	
	システムインテグレーション役務（その12）									システムインテグレーション
供上	最適化演算共通サービス機材借上			機材借上			機材借上			
	最適化演算共通サービス機材借上（その2）				機材借上			機材借上		
	最適化演算共通サービス機材借上（その3）					機材借上			機材借上	
運用管理	維持支援役務（その6）				運用監視					
	維持支援役務（その7）					運用監視				
	維持支援役務（その8）						運用監視			
	維持支援役務（その9）							運用監視		
	維持支援役務（その10）								運用監視	
技術支援	最適化演算共通サービス技術支援				技術支援					
	最適化演算共通サービス技術支援（その2）					技術支援				
	最適化演算共通サービス技術支援（その3）						技術支援			
	最適化演算共通サービス技術支援（その4）							技術支援		
	最適化演算共通サービス技術支援（その5）								技術支援	
ソフトウェア改修	個別サービス用ソフトウェアの改修（令和7年度）					モデル構築				
	個別サービス用ソフトウェアの改修（令和8年度）						モデル構築			
	個別サービス用ソフトウェアの改修（令和9年度）							モデル構築		
	自然音認識				モデル構築					
	指揮絵画画像鑑別					モデル構築				
	認識配信計画						モデル構築			
	地域見積支援						モデル構築			
	情報融合				モデル構築					
	OSINT情報分析					モデル構築				
	動態分析						モデル構築			
	最適度波数配当							モデル構築		
	指揮所訓練統戦支援サービス(AAR分析支援)								モデル構築	
	指揮所訓練統戦支援サービス(命令入力省人化)									モデル構築
	補給管理(精選A1)									モデル構築
	UAV中継用・狭域用画像鑑別									モデル構築
	動的目標同一化									モデル構築
	最適火力選定									モデル構築
	意思決定迅速化									モデル構築
	地図作成支援									モデル構築

注記   : この設計の該当箇所

図1—最適化演算共通サービスに係るスケジュール（基準）

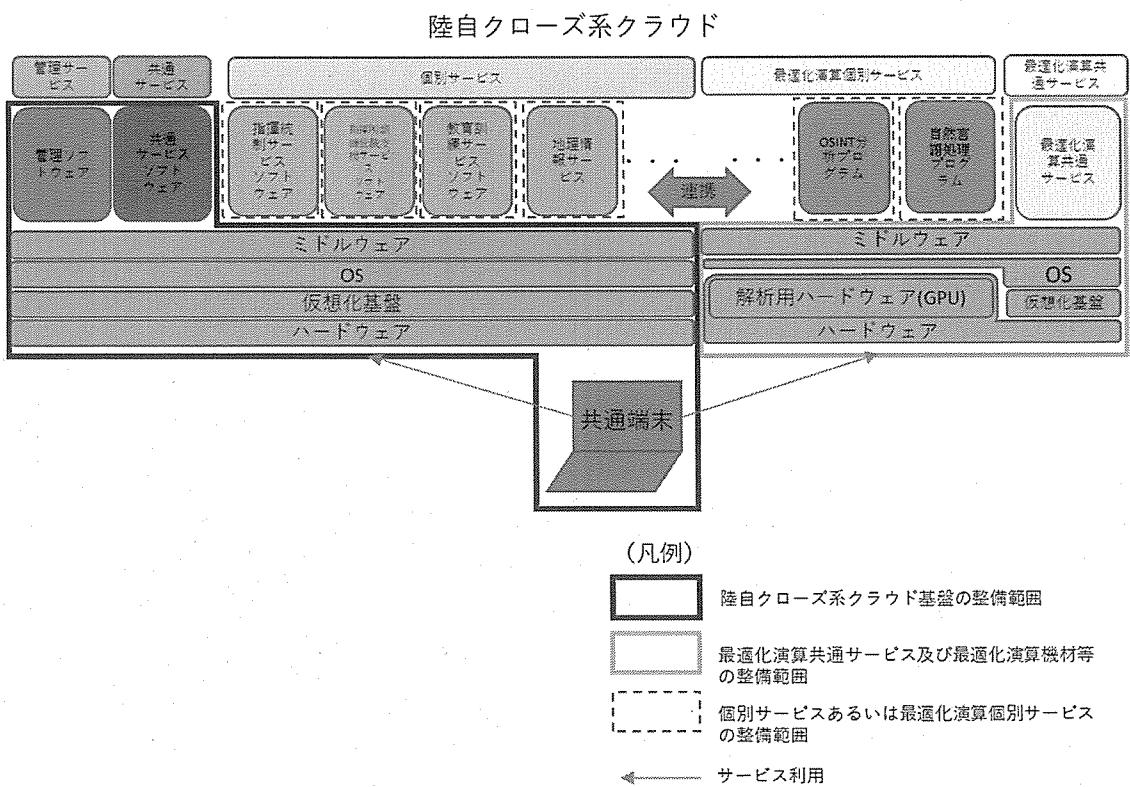


図2－最適化演算共通サービス及び最適化演算機材などの整備範囲

## 附屬書A (規定) 設計調整会議

### A. 1 適用範囲

この附屬書は、最適化演算共通サービス設計に関する契約において、契約の相手方が、仕様書の定めるところによって実施する活動に当たり、契約の相手方との細部調整のために官側が実施する会議について規定する。

### A. 2 目的

設計調整会議（以下、“会議”という。）の目的は、契約の相手方が仕様書に定めるところによつて実施する設計業務に必要な細部事項などを調整する。

### A. 3 会議の構成及び所掌事項

#### A. 3. 1 会議の構成

会議の構成は、議長、議長補佐及び調整委員をもつて次のとおり構成する。

- a) 議長は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課指揮通信システム班長とする。
- b) 議長補佐は、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課指揮通信システム班担当者とする。
- c) 調整委員は、次を基準とする。

##### 1) 官側 官側は、次による。

1. 1) 陸上幕僚監部装備計画部通信電子課電計班長及び担当者
  1. 2) 陸上幕僚監部装備計画部装備計画課補給管理班担当
  1. 3) 陸上幕僚監部運用支援・訓練部運用支援課運用支援班担当
  1. 4) 陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課器材演習場班担当
  1. 5) 陸上幕僚監部防衛部防衛課研究室担当
  1. 6) 陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室担当
  1. 7) 陸上幕僚監部人事教育部人事教育計画課教育室担当
  1. 8) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課総合情報班担当
  1. 9) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部情報課基盤情報班担当
  1. 10) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班担当
  1. 11) 防衛装備庁次世代装備研究所情報通信研究部担当
  1. 12) システム通信団長が指名する者
  1. 13) 教育訓練研究本部長が指名する者
  1. 14) その他、議長が指名する者
- 2) 契約の相手方 官側との調整によって契約の相手方が定める。

#### A. 3. 2 所掌事項

所掌事項は、次による。

- a) 議長は、会議を統括する。

- b) 議長補佐は、議長を補佐し、会議の実施を担当する。
- c) 調整委員は、会議に参加し、所要事項の調整を実施する。

#### A.4 調整項目など

調整項目などは、次による。

- a) 調整項目、実施時期及び実施場所は、表A.1を基準とする。
- b) 会議は、3回（表A.1番号1～3、それぞれ1回とする。）実施する。  
なお、番号4は、必要な都度、契約の相手方に通知した後、会議を実施する。
- c) 会議で用いる資料は、議長の指示によって契約の相手方が作成し、提出は、電子記憶媒体による。当該電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、官側との調整し、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。
- d) 会議議事録は、契約の相手方が作成し、会議終了後、速やかに議長宛に1部提出する。  
なお、会議議事録には、会議において官側が提出書類などを確認したことを含めて記載する。

表A.1-調整会議実施要領

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	最適化演算共通サービスの設計に係る実施計画に関する事項	契約後、速やかに。	官側との調整による。
2	借上器材の要求に関する事項及び成果物（納入品）に関する事項（中間報告）	令和6年5月上旬	
3	成果物（納入品）に関する事項	令和6年11月中旬	
4	その他、官側が必要と認めた事項	官側との調整による。	